

厚生労働大臣が定める揭示事項

I. 入院基本料に関する事項

当院には、看護職員が7名以上勤務しているため、有床診療所入院基本料1を算定しております。

II. 届出事項

1. 情報通信機器を用いた診療に係る基準	(情報通信) 第99号
2. 外来感染対策向上加算	(外来感染) 第17号
3. 医療DX推進体制整備加算	(医療DX) 第163号
4. 時間外対応加算1	(時間外1) 第61号
5. 有床診療所入院基本料	(診入院) 第187号
6. 有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算	(診入帰) 第7号
7. 有床診療所緩和ケア診療加算	(診緩診) 第14号
8. 患者サポート体制充実加算	(患サポ) 第79号
9. 腎代替療法指導管理料	(腎代替管) 第5号
10. がん治療連携指導料	(がん指) 第52号
11. 医療機器安全管理料1	(機安1) 第19号
12. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	(在医総管1) 第488号
13. 在宅血液透析指導管理料	(在血液) 第4号
14. 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	(在洗腸) 第1号
15. 運動器リハビリテーション料(II)	(運II) 第338号
16. 人工腎臓	(人工腎臓) 第19号
17. 導入期加算2及び腎代替療法実績加算	(導入2) 第24号
18. 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	(透析水) 第7号
19. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢) 第6号
20. 酸素の購入価格の届出	(酸素) 第22009号
21. 外来・在宅ベースアップ評価料(I)	(外在べI) 第498号
22. 入院ベースアップ評価料165	(入べ165) 第11号

連携先保険医療機関

当院は、以下の医療機関と緊密な連携体制を構築し、必要に応じて適切な医療機関へのご紹介を行っております。

連携先保険医療機関はホームページに記載しております。